

## いわきバッテリーバレー協議会会則

### (目的)

第1条 いわき市にバッテリー関連産業を集積し、バッテリーの多様な利活用の先進都市とすることを旨し、全国を視野に入れた産学官金民による緩やかな連携組織として、いわきバッテリーバレー協議会（以下、協議会という。）を設ける。

協議会は、「いわきバッテリーバレー構想」を推進することを目的とする。

### (活動内容)

第2条 協議会は、次の活動を行う。

- (1) バッテリー関連産業に関する業界や技術情報の共有
- (2) バッテリー関連産業へ進出の促進
- (3) 新しいバッテリー関連産業の創出
- (4) バッテリー関連産業に関する視察、人材育成セミナー、交流会などの開催
- (5) 共同出資・企業連携によるバッテリー利活用に関する、モデル的な取り組みの企画・実施
- (6) その他、目的を達成させるために必要な事項

### (組織及び会員)

第3条 協議会の会員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) バッテリー関連産業に関心があるか、進出予定の企業
- (2) バッテリー関連産業に詳しい有識者、大学や研究機関の関係者
- (3) バッテリー関連産業を育成することに熱心な金融機関、行政
- (4) バッテリーの利活用に熱心な市民
- (5) 近い将来を見据えた地域のあり方に関心をお持ちの方

2, 入会は、随時受付、協議会の中で入会の可否について討議し決定する。

3, 脱会はいつでもできる。脱会を希望する者は、会長か事務局に申し出ることとする。

4, 協議会の活動を豊かにするために、新規会員の開拓については、積極的に行う。

5, 会員の地理的制約は、設けない。全国を視野に入れて会員を募ることとする。

(会長)

第4条 協議会には、会長を置く。必要に応じ、副会長を置く。任期は、2年間とする。再任を妨げない。

2, 会長は、一般社団法人いわきバッテリーバレー推進機構の代表理事が務める。会長は、会務を総理する。

3, 副会長は、会長が指名する。副会長は、会長を補佐する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2, 会議の運営は、会員の総意で決める。

3, 会議は、原則として公開する。ただし、必要に応じ、非公開することもできる。

4, 必要に応じ、会議にオブザーバーを呼ぶことができる。

(予算)

第6条 協議会の予算は、次のものをあてる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 委託費

(4) その他

2, 会費の額と徴収方法については、別に定める。

(事業期間)

第7条 事業期間は、4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、一般社団法人いわきバッテリーバレー推進機構に置く。

(補則)

第9条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営その他に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成28年4月1日から実施する。

## 会費に関する細則

第1条 会費を年額、10,000円とする。

第2条 会費は、一般社団法人いわきバッテリーバレー推進機構より納付依頼書を発行し、会員は振込みにて納付を行う。

第3条 会運営に必要な場合は、その会員の会費を免除することができる。

第4条 一般社団法人いわきバッテリーバレー推進機構の社員（構成会社）は、会費を免除する。

## 略称について

いわきバッテリーバレー協議会の略称を、英語名「Iwaki Battery Valley Informal Conference」の頭文字を取り「IBVIC（アイビック）」とすること。

# 入会申込書

私は、会の目的に賛同し、いわきバッテリーバレー協議会（IBVIC）に入会いたします。

年 月 日

氏名	(ふりがな)		
メールアドレス	@		
所属組織名		役職	
住所	(〒 )		
電話番号		Fax 番号	

○ どのようなところに関心がありますか？

○ 協議会に期待することを教えてください。

## 入会手続き

入会申し込み受付日： 年 月 日

入会申込の採否： 承諾 不承諾

申込者への連絡： 年 月 日 (連絡者： )